

議案第 75 号

和解及び損害賠償の額の決定について

和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1・2 号及び第 13 号の規定により、議会の議決を求める。

1 事故発生日時 令和 2 年 9 月 29 日 午前 11 時 30 分頃

2 事故発生場所 つくばみらい市板橋 788 番地 2

3 和解の相手方

4 事故の概要 市職員が公用車を運転中、信号待ちの際、前方との車間距離を詰めるため発進したところ、誤って相手方の車両に追突してしまい、車両を損傷させ、けがを負わせた。

5 損害賠償額 1,345,211 円

6 市の過失割合 100%

令和 3 年 11 月 24 日提出

つくばみらい市長 小田川 浩 

提案理由

損害賠償の額を決定し和解したいので、議会の議決を求めるものです。